

(2) 土地の取得を伴わない場合

ア 固定資産税の税率 100分の0.7

イ 都市計画税の税率 100分の0.1

2 前項の規定による奨励措置は、立地の日の属する年の翌年の1月1日(立地の日が1月1日のときは、同日。以下「課税基準日」という。)以後最初に課せられることとなる年度から5年度分

_____に係る固定資産税等について適用する。ただし、当該立地に係る固定資産が償却資産のみの場合は、課税基準日以降最初に課されることとなる年度から3年度分に係る固定資産税について適用するものとする。

(加える)

(加える)

(加える)

3 第1項の規定による奨励措置は、一の企業等につき1回に限り適用するものとする。

(雇用奨励金の交付)

第5条 (略)

2 前項の規定による奨励措置は、一の企業等につき1回に限り適用するものとする。

～略～

(制定附則)

附 則

(この条例の失効)

2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に行われた立地については、この条例は、同日後も、なおその効力を有する。

～略～

(2) 都市計画税の税率 100分の0.1

2 前項の規定による奨励措置は、立地の日の属する年の翌年の1月1日(立地の日が1月1日のときは、同日。以下「課税基準日」という。)以後最初に課せられることとなる年度から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める年度分に係る固定資産税等について適用する。

(1) 土地の取得を伴う場合 7年度分

(2) 土地の取得を伴わない場合 5年度分

(3) 償却資産のみの場合 3年度分

3 既に前2項の規定による奨励措置の適用を受けている企業等は、当該奨励措置の適用を受けている年度分に係る固定資産税等について、新たに奨励措置の適用を受けることができない。

(雇用奨励金の交付)

第5条 (略)

(削る)

～略～

(制定附則)

附 則

(この条例の失効)

2 この条例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に行われた立地については、この条例は、同日後も、なおその効力を有する。

～略～

(改正附則)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町企業等の立地促進に関する条例(以下「新条例」という。)第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日以降に立地を行った企業等に対する奨励措置から適用し、同日前に立地を行った企業等に対する奨励措置については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の寒川町企業等の立地促進に関する条例第4条第1項及び第2項の規定による奨励措置の適用を受けている企業等に新条例第4条第3項の規定を適用する場合においては、同項中「前2項」とあるのは、「寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部を改正する条例(平成27年寒川町条例第号)による改正前の寒川町企業等の立地促進に関する条例第4条第1項及び第2項」とする。